

今月の市民ギャラリー

開館時間◆8:30～17:15

●花と風景
11月1日(火)から6日(日)まで。初日は午前10時から、最終日は午後3時まで。花と風景の油絵42点を展示。
☎ 森本さん (☎92) 278 8)

●総社洋画同好会小品展
11月8日(火)から13日(日)まで。初日は午前11時から、最終日は午後4時まで。油絵、水彩画での風景画、人物画約30点を展示。
☎ 総社洋画同好会 樋口さん (☎96) 0987)

●日本画習作展
11月16日(水)から20日(日)まで。初日は正午から、最終日は午後3時15分まで。日本画の作品40点を展示。
☎ 日本画講座 前納さん (☎) 090-3638-5270)

●言の葉の会 文芸展
11月23日(祝)から27日(日)まで。初日は午前9時から、最終日は午後4時まで。さまざまなジャンルの文芸作品約75点を立体的に愉しく展示。
☎ 言の葉の会 長尾さん (☎93) 6145)

●カルトン展
11月30日(水)から12月4日(日)まで。初日は午前9時から、最終日は午後4時30分まで。カルトン画会5人の作品(油彩、水彩、パステル)を35点展示。
☎ カルトン画会 守安さん (☎92) 2482)

11月のイベントのつづき>>

20日 9:30～
防災訓練
場所 清音河川敷グラウンド
内容 大地震が発生した想定で、避難や避難所の運営に重点を置いた訓練を実施
問い合わせ 総務課行政係 (☎92) 8218)

20日 13:00～16:00
市民俳句大会
場所 中央公民館
内容 応募のあった339句から選ばれた上位10句や選者特選句12句の表彰。俳句上達教室。だれでも参加可。入場無料
問い合わせ 内藤さん (☎92) 6608)

20日 13:30～15:45
男女共同参画フォーラム in そうじゃ
場所 山手公民館
内容 「いくつになっても輝きたいねん」と題して、辻イト子さんが講演。育メンの検定項目の発表。男女共同参画絵がみの表彰式、「明るい家庭づくり」作文の優秀作品の発表など
問い合わせ 市ネットワーク“波” (☎92) 8253、人権・まちづくり課人権啓発係内)

23日 祝 9:00～15:00
秋の収穫祭と感謝の日
場所 サンロード吉備路
内容 農産物や加工品の販売。姉妹都市の茅野市のリンゴを販売。芋煮やおもちなどのサービスもある
問い合わせ サン直広場ええとこそうじゃ組合 (☎92) 5755)

30日 水 13:30～15:00
女性の人権教育研修会
場所 市図書館
内容 「かかわりの礎」と題して、岡山県青少年健全育成促進アドバイザーの中野順夫さんが講演
問い合わせ 市婦人協議会事務局 (☎92) 8362、生涯学習課内)



秋季 全国火災予防運動

秋の火災予防運動が11月9日(水)から15日(火)まで、「消したはず 決めつけないでもう一度」を統一標語に展開されます。1年で最も空気が乾燥しているこの季節。火の取り扱いには十分注意し、お出かけ前や就寝前には今一度、火の元の確認を行ないましょう。また、家の周りに燃えやすい物を置かないなど、放火対策も万全に行なってください。



住宅用火災警報器

近年、住宅火災で亡くなる人が増加しています。早急な住宅用火災警報器の設置もお願いします。

市営墓地の貸し出し

墓地8区画を貸し出します。今回貸し出しする墓地は、使用者の事情により返還された区画です。申請は11月29日(火)から、区画がなくなるまで随時受け付けます。ただし、11月29日のみ市役所西庁舎301(東)会議室で午後2時から受け付めます。事前に環境課で墓地の区画図を確認し、記入済みの申請書などを持参し、午後1時から午後2時までの間に入室してください。申請者多数の場合は抽選になります。

- 貸出墓地・区画数**
- 長砂(小寺) 1区画 ▼山手
 - 奥田(宿) 2区画 ▼山手
 - 泉(岡谷) 1区画 ▼下山
- (清音軽部) 4区画

申請できる人 住所が本籍が総社市にあり、次のいずれかに該当する人
①遺骨を自宅やお寺などで保管している人
②現在、ほかの墓地へ埋葬

問い合わせ 消防本部予防課 (☎92) 8343)

在京「総社の会」

在京「総社の会」は、首都圏に在住か在勤の総社市出身者やゆかりの人で構成され、ふるさと総社の発展を目的とする会です。11月18日(金)、午後6時30分から都内の都市センターホテルで総会を開催します。参加希望の人はお知らせください。

連絡先・問い合わせ 秘書室 (☎92) 8215)

犯罪被害者などへの支援 総合相談窓口で支援

情報提供や助言、関係機関との連絡調整などを行う
市では、犯罪に遭った人やその家族を支援する体制を整えています。支援の中核となるのが総合相談窓口で、犯罪被害者や家族などが直面しているさまざまな問題の相談に応じます。希望する市役所での手続きすべし。窓口でできることや、警察や民間の支援団体とも連携し、適切な情報の提供や助言も行います。窓口の一本化は、犯罪被害者や家族などの精神的負担の軽減を図ることにもつながります。状況によっては、支援金の支給で経済的な支援を行うこともできます。これらの支援の基となるのは、犯罪被害者等支援条例と犯罪被害者等支援金の支給に関する条例で、いずれも今年4月1日から運用しています。

◆ 犯罪の被害に遭った人やその家族は、犯罪そのものによる直接的な被害だけでなく、経済的困窮や、周囲の人の無理解による配慮のない対応など、二次的被害にも苦しめられています。市では、犯罪被害者やその家族などが平穏な生活を取り戻すまでの間、被害の状況、生活への影響などの事情に応じ、適切に途切れることなく支援を行います。

◆ 直接的な被害はもとより、精神的ショックやPTSD(心的外傷後ストレス障害)などの心身の不調、経済的な困窮、裁判の過程における精神的・時間的負担、仕事上の困難、住居の問題など、犯罪被害者やその家族などは、さまざまな問題を抱えています。皆さんも、犯罪の被害に遭った人やその家族について考えてみてください。

◆ 問い合わせ 人権・まちづくり課人権啓発係 (☎92) 8253)

11月25日から12月1日は犯罪被害者週間です。

